

I 青森県情報公開条例の解釈運用基準

(平成12年 3 月13日制定)
(平成13年 3 月28日改正)
(平成14年 2 月15日改正)
(平成14年 9 月19日改正)
(平成16年 3 月26日改正)
(平成17年 3 月28日改正)
(平成18年 3 月27日改正)
(平成19年 3 月28日改正)
(平成20年 3 月27日改正)
(平成21年 3 月31日改正)
(平成22年 1 月19日改正)
(平成24年 3 月30日改正)
(平成28年 3 月31日改正)
(平成30年 3 月28日改正)
(令和 2 年11月25日改正)
(令和 5 年 3 月30日改正)
(令和 7 年 5 月26日改正)

目 次

第 1 章 総則

第 1 条（目的）	1
第 2 条（定義）	
第 1 号〔実施機関〕	3
第 2 号〔行政文書〕	5
第 3 条（解釈及び運用）	9
第 4 条（適正な請求及び使用）	10

第 2 章 行政文書の開示等

第 5 条（開示請求権）	11
第 6 条（開示請求の手続）	12
第 7 条（開示義務）	14
第 1 号〔個人情報〕	16
第 2 号〔行政機関等匿名加工情報等〕	23
第 3 号〔法人等情報〕	24
第 4 号〔公共安全等情報〕	29
第 5 号〔審議検討等情報〕	32

第6号〔事務事業情報〕	36
第8条（部分開示）	41
第9条（公益上の理由による裁量的開示）	45
第10条（行政文書の存否に関する情報）	46
第11条（開示請求に対する決定、通知等）	48
第12条（事案の移送）	53
第13条（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）	55
第14条（開示の実施）	58
第15条（費用負担）	60
第16条（法令又は他の条例による開示の実施との調整）	61
第16条の2（県が設立した地方独立行政法人等に対する審査請求	63
第16条の3（行政不服審査法第9条第1項ただし書の特別の定め	64
第17条（審査請求があった場合の手続）	65
第18条（開示請求をしようとする者に対する情報の提供等）	68
第19条（行政文書の管理）	69
第20条（開示状況の公表）	69
第21条（適用除外）	70

第3章 雑則

第22条（情報公開の総合的推進）	72
第23条（県が出資する法人及び指定管理者の情報公開）	73
第24条（施行事項）	75

附 則

第2項（議会の行政文書に係る適用区分）	76
---------------------	----

改正条例（平成13年3月青森県条例第14号）附則

第2項（公安委員会又は警察本部長の職員が作成し、又は取得した行政文書に係る適用区分）	77
--	----

改正条例（平成24年3月青森県条例第22号）附則

第2項（県設立公社の行政文書に係る適用区分）	78
------------------------	----

第1章 総則

第1条（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、県の保有する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な県政の推進に寄与することを目的とする。

【趣旨】

本条は、この条例の目的を明らかにしたものであり、第3条（解釈及び運用）の規定と併せて、条例全体の解釈及び運用の指針となるものである。

【解釈・運用】

1 「地方自治の本旨にのっとり」とは、この条例が、憲法第92条に規定する「地方自治の本旨」、つまり、団体自治及び住民自治の理念に根ざしたものであるということを意味する。

2 「知る権利」の概念については、多くの理解の仕方があるのが現状であり、未だ確定したと言えるまでには至っていないが、「知る権利」という言葉は、情報公開制度を推進する上において重要な役割を果たしてきたこと、社会的にも一定の権利として認められていること、また、情報公開制度はその理念を実体化するものでもあることから、情報公開制度を県民に分かりやすく表現するために明記することとしたものである。

なお、この条例は、「県民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な県政」を推進することが目標であることから、単なる「知る権利」ではなく、「県民の県政についての知る権利」とすることにより、その意味するところを明確にした。

3 「行政文書の開示を請求する権利につき定める」とは、実施機関が保有する行政文書について、その閲覧等を求める権利（開示請求権）を、この条例において創設するとの趣旨である。

実施機関は、この条例で定める要件を満たした行政文書の開示請求に対しては、第7条各号に掲げる不開示情報のいずれかが記録されている場合を除き、原則として、当該行政文書を開示しなければならない義務を負うものである。

なお、行政文書についての開示請求権を条例上明確にしたことにより、実施機関が行った開示決定等に対し、開示請求者等が不服のある場合は、行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく救済の道が開かれるものである。

- 4 「県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにする」とは、県民に対し、県がその諸活動の状況を説明することを県の責務として条例上位置付けるとともに、情報公開制度は、このような県の説明責任（アカウンタビリティ）を全うするための重要な制度であることを明らかにしたものである。
- 5 「県民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な県政の推進に寄与する」とは、この条例の最終目的を明らかにしたものである。情報公開制度を通じて、県が保有する情報が広く公開されることにより、県民一人ひとりがこれを検証し、吟味することが可能となるものであり、これにより、県民の的確な理解と批判に支えられた、県民参加による公正で民主的な県政運営に資することとなるものである。

第2条第1号（定義－実施機関）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) **実施機関** 知事、病院事業管理者、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び警察本部長並びに県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、土地開発公社（公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項に規定する土地開発公社をいう。以下同じ。）及び地方道路公社（地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第1条に規定する地方道路公社をいう。以下同じ。）をいう。

【趣旨】

本号は、この条例に基づき行政文書の開示を実施する機関の範囲を定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 県の執行機関は、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会であるが、この条例の実施機関は、これらすべての執行機関（附属機関を含む。）、病院事業管理者、議決機関（議会）及び警察本部長並びに県が設立した地方独立行政法人、土地開発公社及び地方道路公社である。

なお、現在、本県には、公営企業として、病院事業のほか、工業用水道事業が設置されているが、工業用水道事業には管理者が置かれておらず、その権限は知事が行うことになっているため、「知事」には、執行機関としての知事のほか、工業用水道事業の管理者の権限を行う知事も含まれる。

- 2 地方公務員共済組合の支部、地方公務員災害補償基金の支部、公益社団法人、公益財団法人等は、県とは別の団体であり、実施機関には含まれない。

一方、県が設立した地方独立行政法人、土地開発公社及び地方道路公社は、県とは別人格の法人ではある。

しかしながら、県が設立した地方独立行政法人は、地方独立行政法人法で定める設立目的及び組織形態から、実質的に県の一部を構成する法人であり、県と同様にその諸活動を県民に説明する責務を有していることとなり、県と同様の情報公開制度を行うようにするための措置を構すべきものである。また、県が設立した土地開発公社及び地方道路公社は、公有地の拡大の推進に関する法律及び地方道路公社法で定める設立目的、設立者（出資者）、事務（業務）の範囲や公共性、管理監督等の県の関与などから、「いわ

ば地方公共団体の分身というべきものである」との評価がされているところであり、法律上、実質的に県の行政を県に代わって執行する主体であると明らかに認められることから、県の執行機関と同一の情報公開制度を適用する合理的な理由があるものである。

このため、県が設立した地方独立行政法人、土地開発公社及び地方道路公社を条例上の実施機関としたものである。

なお、県が設立した地方独立行政法人とは、公立大学法人青森県立保健大学及び地方独立行政法人青森県産業技術センターである。

- 3 各実施機関における行政文書の開示に関する事務の分掌は、それぞれの実施機関において定められる（行政組織規則、事務専決代決規程等）。

第2条第2号（定義－行政文書）

(2) 行政文書 実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人、土地開発公社及び地方道路公社にあっては、役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

イ 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

ロ 県立図書館その他の施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

【趣旨】

本号は、この条例による開示請求の対象となる「行政文書」の範囲について定めたものである。

【解釈・運用】

1 「実施機関の職員」とは、知事、病院事業管理者、議会の議員、行政委員会の委員、監査委員及び警察本部長並びに県が設立した地方独立行政法人、土地開発公社及び地方道路公社の役員のほか、実施機関の指揮監督権限に服するすべての職員をいい、実施機関の附属機関の委員を含む。

2 「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が、法律、命令、条例、規則、規程、通達等により与えられた任務又は権限の範囲内において作成し、又は取得した場合をいう。

なお、「職務」には、地方自治法第180条の2又は第180条の7の規定により実施機関の職員に委任され、又は補助執行させられている事務を含む。

ただし、次のような事務は含まれない。

ア 実施機関の職員が、地方公務員等共済組合法第18条第1項の規定により従事している地方公務員共済組合の事務、地方公務員災害補償法第13条第1項の規定により従事している地方公務員災害補償基金の事務等

イ 地方自治法第252条の17の2第1項の規定により、市町村が処理することとした事務

3 「文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録」とは、記録媒体の面から条例の対象

となる行政文書の範囲を定めたものであり、個々の内容については、次のとおりである。

- (1) 「文書」とは、ある情報を文字又はこれに代わるべき符号（電信用符号、点字、速記用符号）を用いて、永続すべき状態で紙等の上に記載したものをいい、具体的には、起案文書、閲覧文書、復命書、台帳、帳票類等をいう。
- (2) 「図画」とは、ある情報を象形を用いて、紙等の上に表現したものをいい、具体的には、地図、図面、設計図等をいう。
- (3) 「写真」とは、ある情報を印画紙に焼き付けたものをいう。
- (4) 「フィルム」とは、ある情報を感光性薬品を塗布したプラスチック等に露光現像したものをいい、具体的には、ネガフィルム、マイクロフィルム、スライドフィルム、映画フィルム等をいう。
- (5) 「電磁的記録」とは、ある情報を電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式によって記録したものであって、内容を確認するために専用の機器を用いる必要があるものをいう。具体的には、磁気テープ（録音テープ、ビデオテープ等）、磁気ディスク（フロッピーディスク、ハードディスク等）、光ディスク等に記録されたものがある。

- 4 「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関において業務上必要なものとして利用・保存されている状態のものを意味する。したがって、①職員が自己の執務の便宜のために保有する正式文書と重複する当該文書の写しや②職員の個人的な検討段階にとどまる資料、下書き原稿、メモ等は、これに当たらないものである。

- 5 条例の対象とする行政文書については、県の有するその諸活動を県民に説明する責務を全うする観点から、職員の個人的検討段階を離れ、一定の権限を有する者の関与を経て、その内容が組織的に認知される状態に至ったものとする必要がある。

したがって、「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」とは、具体的には、次のようなものを指すものである。

(1) 文書等の場合

課長又は出先機関の長等事務専決代決規程等に規定する当該事案の決定権を有する者（当該事案の決定権を有する者が不在の場合は、代決権を有する者）を含めて行われる一定の事務処理手続（決裁、供覧、内部検討等）に付された時点以降のものであって、その内容が組織的に認知され、当該組織において保存又は保管されているもの。

ア 作成した文書等について

(ア) 起案文書については、当該事案の決定権を有する者の指示により作成されるものであることから、回議に付された時点において、組織的に認知されたものとみなす。

(イ) 台帳・カード等の帳票類及び簡易又は定型的な文書等であつて、当該組織において一定の事務処理手続に付されることが予定されているものは、作成され、又は必要な情報が記載された時点において、組織的に認知されたものとみなす。

イ 取得した文書等について

(ア) 県に到達した文書等については、一定の事務処理手続に付することとされていることから、收受印等の押印の有無に関わりなく、県に到達した時点において、組織的に認知されたものとみなす。

(イ) 他課（室）、他部局、県の他の機関又は県以外の機関との間で行われる会議、打合せ等において配布を受けた資料については、配布された時点において、組織的に認知されたものとみなす。

(2) 電磁的記録の場合

基本的に(1)と同様の考え方である。

ア 職員が起案文書や資料等を作成するため、パーソナルコンピューターやワードプロセッサを用いて一時的に作成した電磁的記録については、当該職員の判断により随時、変更、消去又は廃棄等が可能であることから、その内容が組織的に認知されているとは言えないので、「行政文書」に該当しない。しかし、電磁的記録の管理に関する定めの対象となっている電磁的記録については、その内容が組織的に認知され、当該組織において保存又は保管されていると認められるので、「行政文書」に該当する。

イ 汎用コンピューターやパーソナルコンピューターを用いて行う業務用システムにおいて利用される電磁的記録については、その内容が組織的に認知され、当該組織において保存又は保管されていると認められるので、「行政文書」に該当する。

6 「当該実施機関が保有しているもの」とは、当該実施機関の定める文書管理規程等に基づいて、文書管理簿等に登載されるなどの一定の事務処理手続を経て、保管又は保存されているものをいう。ただし、文書管理規程等に定める一定の事務処理手続を経ていない場合であっても、事実上、共用のキャビネットや書庫等に保管又は保存されているものは、「保有しているもの」に該当する。

また、「保有しているもの」には、内部検討中のもの、回議中のもの、他課等へ合議中のもの又は他課等に一時的に貸出ししているものなども含まれる。

なお、所定の保存期間が経過したことにより廃棄すべきものであつても、事実上継続して保管・保存されているものは、「保有しているもの」に当たり、この条例の対象となる。

7 「ただし書イ」について

「官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」については、書店で購入し、又は公共図書館等の施設あるいは

県の広報窓口を利用することにより、一般にその内容を容易に知り得るものであることから、「行政文書」の範囲から除外したものである。

8 「ただし書ロ」について

(1) 形式的には行政文書に該当するものであっても、一般の行政の事務処理上の必要性からではなく、実施機関の図書館、博物館等において、歴史的若しくは文化的観点又は学術研究の観点から、その資料的価値に着目して管理しているものについては、この制度の趣旨からして、対象とするのは必ずしも適当ではなく、それぞれの文書等を管理する趣旨に添った取扱いがなされるのが適当であるので、「行政文書」の範囲から除外したものである。

(2) 「特別の管理がされているもの」とは、次の要件をすべて満たすものをいう。

ア 専用の場所において適切に保存されていること。

イ 目録が作成され、かつ、当該目録が一般の閲覧に供されていること。

ウ 合理的な理由がある場合を除き、一般の利用の制限が行われていないこと。

エ 利用の方法及び期間に関する定めが設けられ、かつ、当該定めが一般の閲覧に供されていること。

第3条（解釈及び運用）

第3条 実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない。この場合において、個人の秘密その他の通常他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに開示されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

【趣旨】

本条は、この条例の解釈及び運用をするに当たっての指針を定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 「行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない」とは、条例の基本理念である「原則開示」の精神にのっとり、条例全体が解釈及び運用をされなければならないことを明らかにしたものである。
実施機関は、この条例の解釈及び運用をするに当たっては、特に次の事項に留意する必要がある。
 - ア 開示請求に係る行政文書に記録されている情報が、第7条（開示義務）第1号から第6号までに規定する不開示情報に該当するかどうかの判断に当たっては、「原則開示」の基本理念にのっとり、適正に判断しなければならないこと。
 - イ 第11条（開示請求に対する決定、通知等）、第14条（開示の実施）、第17条（審査請求があった場合の手続）等の事務手続において、迅速に対応しなければならないこと。
- 2 「個人の秘密その他の通常他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに開示されることのないよう最大限の配慮をしなければならない」とは、「原則開示」を基本理念とする本条例においても、個人に関する情報のうち個人の秘密その他の通常他人に知られたくない情報（いわゆるプライバシーに関する情報）については、個人の尊厳を確保し、もって基本的人権を尊重するとの観点から最大限に保護されるべきであり、みだりに開示されてはならないことを明らかにしたものである。
- 3 個人に関する情報の具体的な保護については、第7条第1号で定めており、個人に関する情報が記録された行政文書を開示するかどうかの判断は、同号に基づき行うこととなる。

第4条（適正な請求及び使用）

第4条 この条例の定めるところにより行政文書の開示を請求する者は、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、当該行政文書の開示によって得た情報を適正に使用しなければならない。

【趣旨】

- 1 本条は、この条例に基づき行政文書の開示を請求する者の責務について定めたものである。
- 2 この条例は、開示請求の理由や開示によって得た情報の使用目的を問わないものであるが、この条例を利用することによって達成される最終目的は、「県民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な県政の推進」であり、行政文書の開示を請求する者には、この点を念頭に置いた請求が期待されること、また、開示によって得た情報についても同様に、条例の目的に添って使用されることが期待されることから、その旨を訓示的に規定したものである。

【解釈・運用】

- 1 「この条例の目的に即し」とは、第1条に規定する目的にしたがってという趣旨である。
- 2 「適正な請求に努める」とは、行政文書の開示を請求する者は、行政執行に著しい支障を及ぼすような開示請求をむやみに行うことのないよう努めるべきであるという趣旨である。
- 3 「適正に使用しなければならない」とは、行政文書の開示を受けたときは、行政文書の開示によって得た情報を社会通念上の良識に従って使用しなければならないという趣旨である。

第2章 行政文書の開示等

第5条（開示請求権）

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。

【趣旨】

本条は、行政文書の開示を請求する権利（開示請求権）の根拠規定であり、開示請求権は、本条例によって定められる権利であることを明らかにしたものである。

【解釈・運用】

- 1 この条例の最終目的は「県民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な県政の推進」であることから、本条に規定する開示請求権を行使する主体は、県民が中心となるものである。
しかし、県民の社会活動の広域化に伴い、県の行政活動もまた広域化していることから、県行政に利害関係や関心を持つ者にも、広く県の保有する情報を入手し得る機会を保障することにより、より開かれた県政の推進に寄与するものと判断し、「何人」にも開示請求権を認めることとしたものである。
- 2 「何人も」とは、日本国民のほか、外国人も含まれる。また、自然人、法人のほか、法人格（権利能力）を有しないが、その規約及び代表者又は管理人が定められているいわゆる「権利能力なき社団又は財団」も含まれる。
- 3 未成年者からの開示請求であると認められる場合であっても、原則として、当該開示請求を認めるものとする。ただし、制度の趣旨、行政文書の内容等について十分な理解を得難いと認められるときは、親権者又は未成年後見人の立会いを求めたり、あるいはそれらの者に開示請求してもらうものとする。
- 4 開示請求の手続は、本人が行うことを原則とするが、代理関係を証明する書類（委任状等）の提出があったときは、代理人により行うこともできる。
- 5 開示請求権は、何人に対しても等しく認める権利であることから、開示請求者がいかなる者であるかによって、開示・不開示の判断が左右されることはない。したがって、基本的には、開示請求者に対して、開示請求の理由や開示によって得た情報の使用目的、県行政との利害関係の有無等の個別的事情を問う必要はないものである。

第6条（開示請求の手続）

第6条 前条の規定による行政文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出して行わなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- (2) 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

【趣旨】

- 1 本条第1項は、開示請求の具体的な手続を定めたものであり、開示請求をする場合は、本項に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならないものである。
- 2 第2項は、開示請求書に形式上の不備がある場合の補正手続と、その際の開示請求者への情報の提供について定めたものである。

【解釈・運用】

1 第1項

- (1) 開示請求は、開示請求者が権利の行使として、実施機関に対し、開示決定等という行政処分を求める手続であり、内容等を書面で明確にしておく必要があることから、開示請求については、必要事項を記載した書面（開示請求書）を実施機関に提出して行わなければならないこととしたものである。
- (2) 「開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」とは、行政文書の名称のほか、行政文書を利用する事務の名称・内容、開示を求める具体的内容等実施機関の職員が開示請求に係る行政文書を特定し得る事項をいう。
- (3) 「実施機関が定める事項」とは、実施機関が規則等で定めるものをいい、具体的には、連絡先の電話番号、求める開示の実施の方法などである。
- (4) 開示請求書の提出は、遠隔地に居住する者の便宜を考慮して、郵送又はファクシミリによる送信により行うことも認めるものである。
- (5) 本項において書面により行うこととされている開示請求は、青森県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項により、電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等を

する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行うことができるものである。

2 第2項

- (1) 開示請求は、青森県行政手続条例上の申請に該当するので、同条例第2章（申請に対する処分）の規定が適用されるが、補正を求めるに際して、開示請求者から求めが無くても補正の参考となる情報を提供するように努めなければならないとしている点に本項の制定意義がある。
- (2) 「形式上の不備」とは、記載事項の不備、必要な書類が添付されていないことなど外形上明確に判断し得る場合のほか、「開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」の記載が不十分であるため開示請求に係る行政文書が特定されていない場合を含む。
- (3) 「相当の期間」とは、当該補正をするのに社会通念上必要とされる期間であり、個々のケースによって判断されるべきものである。

なお、開示請求書に記載された事項のうち、明らかな誤字、脱字等の軽微な不備については、実施機関において職権で補正できるものである。

第7条（開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

【趣旨】

本条は、開示請求に対する実施機関の行政文書を開示する義務及び例外的に行政文書を不開示とする場合の不開示情報の範囲を定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 県が、その諸活動を県民に説明する責務を全うし、公正で民主的な県政を推進するためには、県が保有する情報についてアクセスする手続が保障されるとともに、県が保有する情報は、原則として開示されなければならない。

このため、第5条において、県が保有する行政文書についての開示請求権を定めるとともに、本条においては、開示請求があった場合は、不開示情報が記録されている場合を除き、行政文書を開示しなければならないという実施機関の開示義務を明確に定めたものである。

つまり、実施機関は、行政文書を裁量によって開示しないという対応をとることはできず、不開示情報が記録されている場合以外は、必ず開示しなければならないものである。

- 2 不開示情報の範囲を定めるに当たっての基本的な考え方は、何人にも開示請求権を保障することと、開示請求された行政文書に情報が記録されている個人又は法人その他の団体の権利利益を保護し、及び円滑な行政運営の推進などの公益を確保していくこととの調和を図ることにある。

このような考え方により、本条各号に掲げる不開示情報については、原則開示という本条例の基本理念にのっとり、行政文書を開示しないことについて合理的な理由のある必要最小限の情報を可能な限り、限定的かつ明確に類型化したものである。

- 3 本条各号に該当すると考えられる情報が記録されている行政文書については、固定的に考えるのではなく、第8条の規定により部分開示となる場合や、第9条の規定に基づいて公益上の理由により裁量的に開示される場合、さらに、第11条第3項に規定するように一定期間の経過後であれば開示することが可能である場合があることに注意する必要がある。

- 4 本条と地方公務員法第34条第1項の守秘義務との関係

本条各号の不開示情報は、原則開示の例外として不開示とすべき情報を類型化したものであるのに対し、地方公務員法上の守秘義務は、職員の服務規律の維持、さらには、特定の情報を開示しないことによる公共の福祉の維持を直接の法益として同法によって課されるものであって、両者はその趣旨及び目的を異にする。

しかし、本条各号に掲げる情報の範囲は、一般的には守秘義務の範囲を含むものと考えられるので、この条例を適正に運用し、本条各号のいずれにも該当しないとして行政文書の開示をする場合は、守秘義務の対象とはならないものである。

第7条第1号〔個人情報〕

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、写真、フィルム若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社及び地方住宅供給公社（地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）第1条に規定する地方住宅供給公社をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名（警察職員（警察法（昭和29年法律第162号）第34条第1項又は第55条第1項に規定する職員をいう。）の氏名を除く。）及び当該職務遂行の内容に係る部分

【趣旨】

- 1 本号は、個人に関する情報についての不開示情報としての要件を定めたものである。
- 2 プライバシーに関する情報については、個人の尊厳を確保し、基本的人権を尊重するという観点から最大限に保護されるべきである。

しかし、プライバシーは、個人の内面的な意識の問題であり、また、個人差があることから、その具体的な内容や保護すべき範囲を明確に規定し尽くすことは極めて困難である。

このため、「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することによ

り、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」と包括的に規定することにより、このような情報は、原則として不開示とすることとしたものであり、さらに、たとえ特定の個人が識別されない情報であっても、公にすることにより、個人の権利利益を害することがあり得ることから、このような情報についても、原則として不開示とすることとしたものである。

- 4 ただし、このような情報であっても、個人の権利利益を侵害せず不開示とする必要のないもの及び個人の権利利益を侵害しても開示することの公益が優越するため開示すべきものについては、例外的に開示することとしたものである。

【解釈・運用】

1 特定の個人を識別することができる情報等（本文）

(1) 「個人に関する情報」

「個人に関する情報」（以下「個人情報」という。）とは、

ア 氏名、住所、生年月日、電話番号等の個人の基本的な情報

イ 健康状態、病歴等の個人の心身の状況に関する情報

ウ 家族状況、親族関係、生活の記録等の個人の家庭生活に関する情報

エ 職業、職歴、学歴、資格等の個人の社会生活に関する情報

オ 年収、所有不動産等の個人の資産・収入に関する情報

カ 政治理念、人生観、宗教等の個人の思想、信条等に関する情報

など、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報が含まれるものであり、個人に関連する情報全般を意味する。したがって、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。

「個人」には、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれる。

(2) 「(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)」

「事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く」とは、個人に関する情報であっても、事業を営む個人の当該事業に関する情報については、社会との関わり方において、法人等の事業に関する情報と同様の性格を有する面があることから、別途、第3号（法人等情報）で判断するものとし、本号の個人情報の範囲から除外したものである。

なお、事業を営む個人に関する情報であっても、当該事業とは直接関係のない個人に関する情報は本号に含まれる。

(3) 「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、写真、フィルム若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。・・・）」により特定の個人を識別することが

できるもの」

「特定の個人を識別することができるもの」の範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、氏名その他の記述等により識別される特定の個人情報の全体である。

「その他の記述等」としては、例えば、住所、電話番号、役職名、個人別に付された記号、番号（振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号等）等が挙げられる。氏名以外の記述等単独では、必ずしも特定の個人を識別することができない場合もあるが、当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わせられることにより、特定の個人を識別することができることとなる場合が多いと考えられる。

「文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録」の個々の内容については、第2条第2号の解釈・運用に記載のとおりである。

「音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項」とは、モールス信号のように音で表示されたり、手話のように動作で表示される場合を含む。

- (4) 「(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」

当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものについても、個人識別情報として不開示情報となる。

照合の対象となる「他の情報」としては、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。また、何人も開示請求できることから、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれると解する。他方、特別の調査をすれば入手し得るかもしれないと考えられる情報については、一般的には、「他の情報」に含まれない。

照合の対象となる「他の情報」の範囲については、当該個人情報の性質や内容等に応じて、個別に適切に判断することが必要となる。

また、識別可能性の判断に当たっては、厳密には特定の個々人を識別することができる情報ではないが、特定の集団に属する者に関する情報を開示すると、当該集団に属する個々人に不利益を及ぼすおそれがある場合があり得る。このように、当該情報の性質、集団の性格、規模等により、個人の権利利益の十全な保護を図る観点から、個人識別性を認めるべき場合があり得る。

- (5) 「特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」

匿名の作文や、無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連したり、公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものがあることから、特定の個人を識別できない個人情報であっても、公にすること

により、なお個人の権利利益を害するおそれがある場合について、不開示情報として規定したものである。

2 「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」(ただし書イ)

(1) 「法令若しくは他の条例の規定により」

「法令若しくは他の条例の規定」は、何人に対しても等しく当該情報を公開することを定めている規定に限られる。公開を求める者又は公開を求める理由によっては公開を拒否する場合が定められていれば、当該情報は、「公にされている情報」には該当しない。

(2) 「慣行として」

公にすることが慣習として行われていることを意味するが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足りる。

当該情報と同種の情報が公にされた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、「慣行として」には当たらない。

(3) 「公にされている情報」

当該情報が、現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、現に公知(周知)の事実である必要はない。過去に公にされたものであっても、時の経過により、開示請求の時点では公にされているとは見られない場合があり得る。したがって、利害関係人に限定して閲覧等が認められている情報、請求目的により請求が制限されるような情報(戸籍法第10条第2項、住民基本台帳法第11条の2第1項)及び過去の一定の期間に限って公表された情報は、これに含まれない。

(4) 「公にすることが予定されている情報」

将来的に公にする予定(具体的に公表が予定されている場合に限らず、求めがあれば何人にも提供することを予定しているものも含む。)の下に保有されている情報をいう。ある情報と同種の情報が公にされている場合に、当該情報のみ公にしないとする合理的な理由がないなど、当該情報の性質上通例公にされるものも含む。

(5) これに該当すると考えられる情報の例としては、次のようなものがある。

- ア 商業登記簿に登録されている法人の役員に関する情報
- イ 不動産登記簿に登録されている不動産の権利関係に関する情報
- ウ 叙勲者名簿等の各種表彰者名簿に記載されている情報
- エ 懇談会の相手方出席者の職、氏名等

3 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」(ただし書ロ)

人の生命、健康その他の基本的な権利利益を保護することは、行政機関の基本的な責務である。

不開示情報該当性の判断に当たっては、開示することの利益と開示されないことの利益との調和を図ることが重要であり、個人情報についても、公にすることにより害されるおそれがある当該情報に係る個人の権利利益よりも、人の生命、健康等の保護の必要性が上回るときには、当該個人情報を開示する必要性と正当性が認められることから、当該情報を開示しなければならないこととするものである。現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要である。

なお、人の生命、健康等の基本的な権利利益の保護以外の公益との調整は、公益上の理由による裁量的開示の規定（第9条）により図られる。

- 4 「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名（警察職員の氏名を除く。）及び当該職務遂行の内容に係る部分」（ただし書ハ）

- (1) 「当該個人が公務員等である場合において」

「公務員等」の職務遂行に係る情報が職務遂行の相手方等公務員等以外の個人情報である場合がある。このように一つの情報が複数の個人情報である場合には、各個人ごとに不開示情報該当性と他の個人にとっての不開示情報該当性とが別個に検討され、そのいずれかに該当すれば、当該部分は不開示とされることになる。

「公務員等」のうち、「国家公務員」及び「地方公務員」とは、広く公務遂行を担当する者を含むものであり、一般職か特別職か、常勤か非常勤かを問わず、国及び地方公共団体の職員のほか、国務大臣、国会議員、裁判官等を含む。

また、公務員等であった者が当然に含まれるものではないが、公務員等であった当時の情報については、本規定は適用される。

- (2) 「当該情報がその職務の遂行に係る情報であるとき」

「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が行政機関その他の国の機関若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社又は地方住宅供給公社の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報がこれに含まれる。

また、本規定は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とし、

例えば、公務員等の情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報等は管理される職員の個人情報として保護される必要があり、本規定の対象となる情報ではない。

(3) 「当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」

公務員等の職務の遂行に係る情報には、当該公務員等の氏名、職名及び職務遂行の内容によって構成されるものが少なくない。このうち、国、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社及び地方住宅供給公社の諸活動を説明する責務が全うされるようにする観点から、公務員等の職名、氏名及び職務遂行の内容については、警察職員の氏名を除き当該公務員等の個人に関する情報としては不開示とはしないという意味である。

(4) これに該当すると考えられる情報の例としては、次のようなものがある。

ア 起案文書に記載されている起案者等の職、氏名及び印影等

イ 旅行命令簿や復命書に記載されている公務員等の職、氏名及び復命内容

ウ 懇談会の県側出席者の職、氏名

(5) 公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる警察職員の氏名の取扱い

警察職員の職務遂行に係る情報に含まれる当該警察職員の氏名については、公にした場合、職務遂行上大きな支障が生ずるおそれや警察職員個人又は家族に対する嫌がらせ、報復のおそれがあるため、個人情報として保護に値すると位置付けた上で、ただし書イに該当する場合には例外的に開示することとするものである。

すなわち、当該警察職員の氏名が、法令又は他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合には、職務の遂行に係る情報について、ただし書イが適用され、個人情報としては不開示とはならないことになる。

慣行として公にされているかどうかの判断に当たっては、実施機関により作成され、又は実施機関が公にする意思をもって（あるいは公にされることを前提に）提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に職と氏名とが掲載されている場合などには、その職にある者の氏名を一般に明らかにしようとする趣旨であると考えられ、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていると解される。

5 本人からの開示請求

本条例は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず請求を認めていることから、本人から、本人に関する情報の開示請求があった場合にも、特定の個人が識別される情報であれば、ただし書のイからハまで又は公益上の理由による裁量的開示（第9条）に該当しない限り、不開示となる。

このため、個人情報に係る自己情報の開示請求については、個人情報の保護に関す

る法律（平成15年法律第57号）第76条の規定により行うのが適当である。

第7条第2号〔行政機関等匿名加工情報等〕

(2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

【趣旨】

- 1 本号は、個人情報の保護に関する法律第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号についての不開示情報としての要件を定めたものである。
- 2 行政機関等匿名加工情報を不開示とするのは、同法第5章第5節において提供の仕組みが設けられており、他の手続により提供されることがないようにするためであり、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等又は個人識別符号を不開示情報とするのは、公にすると行政機関等匿名加工情報の取扱いに対する県民の信頼を害するおそれがあるためである。

【解釈・運用】

- 1 「行政機関等匿名加工情報」
同法第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報のうち、同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものをいう。
- 2 「記述等」
生存する個人に関する情報に含まれる氏名、生年月日のほか、文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう（同法第2条第1項第1号）。
- 3 「個人識別符号」
個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第1条に定める文字、番号、記号その他の符号をいう。

第7条第3号〔法人等情報〕

(3) 法人その他の団体（県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社及び地方住宅供給公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

【趣旨】

- 1 本号は、法人等に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報についての不開示情報としての要件を定めたものである。
- 2 法人等又は事業を営む個人の正当な事業活動は、十分に保障されなければならない。このため、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報のうち、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの及び公にしないことを条件に任意に提供されたもののうち一定の要件を満たすものは、原則として不開示とすることとしたものである。
- 3 ただし、このような情報であっても、公益上の観点から、開示することの利益が、不開示とする利益に優越するものについては、例外的に開示することとしたものである。

【解釈・運用】

- 1 「法人その他の団体（県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社及び地方住宅供給公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報」

株式会社等の会社法上の会社、一般財団法人、一般社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や法人ではないが権利能力なき社団等も含まれる。

「県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社及び地方住宅供給公社」については、その公共的性格にかんがみ、

本号の法人等の範囲から除外し、これらに係る情報については、いわゆる行政情報として、第4号から第6号まで（公共安全等情報、審議検討等情報、事務事業情報）において判断するものである。

「法人その他の団体に関する情報」は、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と何らかの関連性を有する情報を指す。

なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもある。

2 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」

(1) 「事業を営む個人」とは、地方税法第72条の2第8項から第10項までに掲げる物品販売業、製造業、医業等の事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいう。

(2) 「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするか否かを問わず、事業を営む個人の事業活動に関する一切の情報（事業内容、事業用資産、事業所得等に関する情報）をいう。

なお、事業を営む個人の事業活動と直接関係のない個人に関する情報（例えば、家族状況等に関する情報）は、第1号の個人情報で判断する。

3 「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」（本号イ）

(1) 「権利、競争上の地位その他正当な利益」

「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を指す。

「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指す。

「その他正当な利益」とは、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含むものである。

(2) 「害するおそれ」

「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあ、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利（信教の自由、学問の自由等）の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。

「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

- 4 「法人その他の団体（県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社及び地方住宅供給公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」には、法令等に基づいて収集した情報だけではなく、法人等又は事業を営む個人から任意に提供された情報も含まれる。なお、任意に提供された情報が不開示条件付きのものであるときは、本号ロの該当性についての検討も必要となる。
- 5 本号イに該当すると考えられる情報の例としては、次のようなものがある。
- ア 生産技術、営業、販売等に関する情報
（例：製造方法概要書、設備配置図、取引先名簿、販売計画書）
- イ 経営方針、経理、金融、人事、労務管理等の事業活動を行う上での内部管理に属する情報
（例：総会・理事会・役員会の議事録、企業診断書、納税証明書）
- ウ その他公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の名誉、社会的評価、社会的信用を損ない、あるいは、社会活動の自由等に支障を与えるおそれがある情報
（例：金融機関の立入検査実施結果報告書、商品に係る苦情相談処理文書）
- 6 「実施機関の要請を受けて、公開しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公開しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」（本号ロ）
- (1) 「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの」とは、実施機関が、事務又は事業を実施する上で必要であるため、法的権限の行使によらずに、法人等又は事業を営む個人に情報の提供を要請し、当該法人等又は事業を営む個人から公にしないとの条件でこれに応じて任意に提供された情報をいう。つまり、実施機関において、当該情報の提供を求める法的権限を有しており、かつ、権限を行使することにより提供された情報、あるいは、実施機関からの要請がないにもかかわらず、法人等又は事業を営む個人から自発的に提供された情報については本号が適用されない。ただし、法人等又は事業を営む個人から提供申出があった情報であっても、提供に先立ち、当該法人等又は事業を営む個人から非公開の条件が提示され、実施機関が合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には、含まれ得ると解する。
- 「要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まれないが、実施機関が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。
- (2) 「公にしない」とは、本条例に基づく開示請求に対して開示しないことのほか、第

三者に対して当該情報を提供しない意味である。また、特定の行政目的以外の目的には使用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる。

「公にしないとの条件」とは、単に情報提供者から、そのような要請があったことだけでは足りず、その要請を実施機関が了解したものでなければならない。

- (3) 「法人等又は個人における通例として」とは、当該法人等又は事業を営む個人ではなく当該法人等又は事業を営む個人が属する社会、業界、業種の通常の慣行に照らして判断することを意味する。したがって、法人等又は事業を営む個人が公にしないことが通例であると主張しさえすれば足りるわけではなく、客観的に見て、当該法人等又は事業を営む個人が属する社会、業界、業種において、公にしない慣行が存在するかどうかを判断しなければならないものである。
- (4) 「当時の状況等に照らして」とは、公にしないとの条件を付することの合理性の判断は、当該条件が付された時点における諸事情を基本として行うが、場合によっては、その後の事情の変更を勘案して判断する場合もあることを意味している。
- (5) 情報提供をした法人等又は事業を営む個人からの開示請求の取扱い

本条例は、開示請求者がどのような立場にあるかに関係なく同一に適用するものである。したがって、情報提供をした法人等又は事業を営む個人から、当該法人等又は事業を営む個人に関する情報が記録された行政文書について開示請求がなされた場合であっても、これら以外の者からなされた開示請求の場合と同様に取り扱うものであり、本号ロに該当する限り、不開示となるものである。

7 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」(ただし書)

- (1) 法人等又は事業を営む個人の事業活動上の利益は十分に保護されなければならないが、その事業活動によって、人の生命、健康、生活又は財産に危害が生じ、又は生ずるおそれがある場合には、危害の拡大防止、再発防止又は未然防止を図るため、事業情報を開示することが必要となる場合がある。

このため、本号ただし書では、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については、開示することとしたものである。

- (2) 本号のただし書は、第1号ロと同様に、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならないとするものである。

現実には人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。また、当該事業活動が違法又は不当であるか否かを問わないものである。なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生

命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実には人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合もあり得る。

第7条第4号〔公共安全等情報〕

(4) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

【趣旨】

- 1 本号は、公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報についての不開示情報としての要件を定めたものである。
- 2 犯罪の予防、捜査等の公共安全と秩序の維持に関する情報については、開示・不開示の判断に専門的・技術的判断を要することなどから、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報を不開示とするものである。

これらの情報は、いわゆる警察・公安に関する情報であり、公安委員会及び警察本部長が保有するものが多いが、公安委員会及び警察本部長以外の県の機関にも、次のような情報があることから、本号を規定したものである。

ア 個別法において特定の犯罪についてのみ司法警察職員としての職務を行うことができる麻薬取締員（麻薬及び向精神薬取締法第54条）、漁業監督吏員（漁業法第128条）等の職員が職務上作成・取得した情報

イ 犯罪捜査と関連のある捜査関係事項照会・回答文書（刑事訴訟法第197条）、犯罪の告発に関する情報（同法第239条）

ウ 犯罪の予防、捜査等に直接関連するものではないが、開示されると犯罪を誘発し、あるいは容易にするおそれがある情報（火薬庫設置許可申請書等）

【解釈・運用】

- 1 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持」
 - (1) 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」は、「公共安全と秩序の維持」の例示である。

「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。なお、県民の防犯意識の啓発、防犯資機材の普及等、一般に公にしても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報については、本号に該当しない。

「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることをいう。

「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起など

のために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。犯罪捜査の権限を有する者は、刑事訴訟法によれば、検察官、検察事務官及び司法警察職員であり、司法警察職員には、一般司法警察職員と特別司法警察職員とがある。

「公訴の維持」とは、検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為を公訴の提起というが、この提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動を指す。

「刑の執行」とは、犯罪に対して科される制裁を刑といい、刑法第1編2章に規定された死刑、拘禁刑、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、公にすることにより保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、本号に該当する。

(2) ここでいう「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。

刑事訴訟法以外の特別法により、臨検・捜索・差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、独占禁止法違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号に含まれる。

また、公にすることにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も、本号に含まれる。

一方、風俗営業等の許可、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の、一般に公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生ずるおそれのない行政警察活動に関する情報については、本号ではなく、第7号の事務又は事業に関する不開示情報の規定により開示・不開示が判断されることになる。

2 「・・・おそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」

公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、司法審査の場においては、裁判所が、本号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断と

して許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）否かについて審理・判断するのが適当であり、このような規定振りとしているものである。

3 本号に該当すると考えられる情報の例としては、次のようなものがある。

ア 犯罪の捜査等の事実等に関する情報

（例：捜査関係事項照会・回答文書、麻薬・覚醒剤協力捜査報告書）

イ 犯罪目標となることが予想される施設の所在等に関する情報

（例：高圧ガス施設・設備配置図、毒物・劇物製造業登録台帳）

ウ 犯罪の被疑者、参考人等が特定され、その結果、これらの人々の生命、身体等に危害が加えられ、又はその地位若しくは正常な生活が脅かされるおそれがある情報

（例：被疑者及び参考人の住所、氏名等）

エ 犯罪等の情報の通報者、告発者等が特定され、その結果、これらの人々の地位又は正常な生活が脅かされるおそれがある情報

（例：犯罪等の情報提供者の住所、氏名等）

オ 特定個人の行動予定、家屋の構造等が明らかにされ、その結果、これらの人々が犯罪の被害者となるおそれがある情報

（例：来賓来県スケジュール、住宅の間取図）

第7条第5号〔審議検討等情報〕

(5) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社及び地方住宅供給公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

【趣旨】

1 本号は、県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社及び地方住宅供給公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報についての不開示情報としての要件を定めたものである。

2 「県の有するその諸活動を県民に説明する責務」及び「公正で民主的な県政の推進」の観点からすれば、県の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議といった県の意思決定等にかかわる情報は、できる限り公にされることが望まれる。

しかし、これらの情報の中には、時期尚早な段階で公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受け率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれたり、未成熟な情報が確定情報と誤認され県民の間に混乱を生じさせたり、投機等により特定の者に利益を与えたり不利益を及ぼすものがある。これは、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社及び地方住宅供給公社の場合についても、同様である。

このため、本号では、このような情報を不開示とすることとしたものである。

【解釈・運用】

1 「県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社及び地方住宅供給公社」

「県の機関」とは、県のすべての機関をいい、執行機関、議決機関、警察本部長及び補助機関のほか、執行機関の附属機関も含まれる。

「国の機関」とは、内閣府、宮内庁並びに国家行政組織法第3条第2項に規定する国行政機関として置かれる省、委員会及び庁のほか、国会、裁判所なども含まれる。

「県以外の地方公共団体」とは、青森県以外の都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団をいう。

2 「県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関、地方独立行

政法人、土地開発公社、地方道路公社及び地方住宅供給公社の内部又は相互間」

県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社及び地方住宅供給公社のそれぞれの機関の内部のほか、県の機関の相互間、県の機関と国の機関との相互間、国の機関と県以外の地方公共団体の機関との相互間などを指す。

3 「審議、検討又は協議に関する情報」

県の機関、国の機関（国会、内閣、裁判所及び会計検査院（これらに属する機関を含む。）を指す。）、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社又は地方住宅供給公社の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は行政機関が開催する有識者、関係法人等を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議、検討及び協議が行われており、これら各段階において行われる審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報をいう。

4 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」

公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。

例えば、審議、検討等の場における発言内容が公になると、発言者やその家族に対して危害が及ぶおそれがある場合には、第4号等の他の不開示情報に該当する可能性もあるが、「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ」が生じたり、また、行政機関内部の政策の検討がまだ十分でない情報が公になり、外部からの圧力により当該政策に不当な影響を受けるおそれがあり、「意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」が生じたりすることのないようにする趣旨である。

5 「不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ」

未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、県民等の誤解や憶測を招き、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が公にされることによる県民等への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

例えば、特定の物資が将来不足することが見込まれることから、政府として取引の規制が検討されている段階で、その検討情報を公にすれば、買い占め、売り惜しみ等が起こるおそれがある場合に、「県民等の間に不当な混乱」を生じさせたりすることの

ないようにする趣旨である。

6 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」

尚早な時期に情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼす場合を想定したもので、前記5と同様に、事務及び事業の公正な遂行を図るとともに、県民等への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

例えば、施設等の建設計画の検討状況に関する情報が開示されたために、土地の買い占めが行われて土地が高騰し、開示を受けた者等が不当な利益を得たり、違法行為の事実関係についての調査中の情報が開示されたために、結果的に違法・不当な行為を行っていなかった者が不利益を被ったりしないようにする趣旨である。

7 「不当に」

前記4、5及び6のおそれの「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、公にすることによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断される。

8 合議制機関の規程又は議決により会議の非公開を定めている場合であっても、そのことをもって当然に、当該合議制機関の会議に係る審議資料、会議録等が不開示となるものではない。当該合議制機関の性質及び審議事項の内容に照らし、個別具体的に、本号の要件に該当するか否かを判断しなければならない。

9 意思決定後の取扱い等

審議、検討等に関する情報については、機関又は法人としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が行われるものであることに注意が必要である。また、当該審議、検討等に関する情報が公になると、審議、検討等が終了し意思決定が行われた後であっても、県民等の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合等があれば、本号に該当し得る。

なお、審議、検討等に関する情報の中に、調査データ等で特定の事実を記録した情

報があった場合、例えば、当該情報が専門的な検討を経た調査データ等の客観的、科学的事実やこれに基づく分析等を記録したものであれば、一般的に本号に該当する可能性が低いものと考えられる。

10 本号に該当すると考えられる情報の例としては、次のようなものがある。

- ア 議決前の予算要求見積書、組織・機構編成過程文書
- イ 庁内事務担当者会議の会議資料・会議録等
- ウ 生活保護法による生活扶助の特別基準の設定に関する協議中の文書
- エ 大規模小売店舗関係調査文書、薬事経済調査
- オ 公表前のラスパイレス指数変動分析調査資料
- カ 公表前の地価公示価格及び叙勲受賞者名簿

第7条第6号〔事務事業情報〕

(6) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社又は地方住宅供給公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社又は地方住宅供給公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 県、国若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社又は地方住宅供給公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

【趣旨】

1 本号は、県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社又は地方住宅供給公社が行う事務又は事業に関する情報についての不開示情報としての要件を定めたものである。

2 県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社又は地方住宅供給公社が行う事務又は事業は、公共の利益のために行われるものであり、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報については、不開示とする合理的な理由がある。

このため、本号では、このような情報を、不開示とすることとしたものである。

【解釈・運用】

1 県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社又は地方住宅供給公社が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある事務又は事業の情報を事項的にすべて列挙することは技術的に困難であり、実益

も乏しい。そのため、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定されるものを「次に掲げるおそれ」として「イ」から「ホ」まで例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に規定したものである。

2 「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」

「次に掲げるおそれ」として「イ」から「ホ」までに掲げたものは、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、その性質上、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を挙げたものである。これらの事務又は事業のほかにも、同種のものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があり得る。

3 「県の機関」、「国の機関」及び「県以外の地方公共団体」とは、第5号の解釈と同義である。

4 「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨である。

5 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」

本規定は、実施機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要がある、また、事務又は事業がその根拠となる規定・趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。

「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

6 イについて

(1) 「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況の正否を調べることをいう。

- (2) 「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。
- (3) 「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止又は制限について適法、適正な状態を確保することをいう。
- (4) 「試験」とは、人の知識、能力、物の性能等を試すことをいう。
- (5) 「租税の賦課若しくは徴収」

「租税」には、国税及び地方税がある。「賦課」とは、国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させることをいい、「徴収」とは、国又は地方公共団体が、租税その他の収入金を取ることをいう。

- (6) 「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」

前記の監査等は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。

これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報や、試験問題等のように、事前に公にすれば、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、監査等の対象となる者等による法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示とするものである。

また、事後であっても、例えば、違反事例等の詳細についてこれを公にすると他の監査等の対象となる者等に法規制を免れる方法を示唆するようなものは該当し得ると考えられる。

7 ロについて

- (1) 「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。
- (2) 「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。
- (3) 「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいう。訴訟、審査請求その他の法令に基づく不服申立てがある。
- (4) 「県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社又は地方住宅供給公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」

県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社又は地方住宅供給公社が一方の当事者となる上記の契約等においては、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要が

あり、当事者としての利益を保護する必要がある。

これらの契約等に関する情報の中には、例えば、入札予定価格等を公にすることにより公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉や争訟等の対処方針等を公にすることにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示とするものである。

8 ハについて

県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社又は地方住宅供給公社が行う調査研究（ある事柄を調べ、真理を探究すること）の成果については、社会、県民等にあまねく還元することが原則であるが、成果を上げるためには、従事する職員が、その発想、創意工夫等を最大限に発揮できるようにすることも重要である。

調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、①知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に公にすることにより成果を適正に広く県民等に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの、②試行錯誤の段階のものについて、公にすることにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある場合があり、このような情報を不開示とするものである。

9 ニについて

県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社又は地方住宅供給公社が行う人事管理（職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に関すること）に係る事務については、当該機関の組織としての維持の観点から行われ、一定の範囲で当該組織の独自性を有するものである。

人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評価や、人事異動、昇格等の人事構想等を公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報を不開示とするものである。

10 ホについて

県、国若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法第2条の適用を受ける企業等をいう。）、独立行政法人等、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社又は地方住宅供給公社に係る事業については、企業経営という事業の性質上、第3号の法人等に関する情報と同様な考え方で、その正当な利益を保護する必要がある、これを害するおそれがあるものを不開示とするものである。ただし、正当な利益の内容に

については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要があり、その開示の範囲は第3号の法人等とでは当然異なり、県、国若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社又は地方住宅供給公社に係る事業に関する情報の不開示の範囲は、より狭いものとなる場合があり得る。

第8条（部分開示）

第8条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、不開示情報が記録されている部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る行政文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

【趣旨】

- 1 本条第1項は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合であっても、原則開示の趣旨から、当該行政文書の全体について不開示とするのではなく、原則として、不開示情報が記録されている部分を除き、当該行政文書のその他の部分については、開示しなければならない旨を定めたものである。
- 2 第2項は、個人に関する情報のうち個人識別性を理由とするものについては、当該個人識別性のある部分を除いて開示することが可能な場合があることから、そのような場合には、当該個人識別性のある部分を除いた部分を開示することを明確にしたものである。

【解釈・運用】

- 1 不開示情報が記録されている場合の部分開示（第1項）
 - (1) 「開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合」

一件の行政文書に複数の情報が記録されている場合に、各情報ごとに、第7条各号に規定する不開示情報に該当するかどうかを審査した結果、不開示情報に該当する情報がある場合を意味する。

開示請求は、行政文書単位に行われるものであるため、第7条では行政文書に全く不開示情報が記録されていない場合の開示義務を定めているが、本項の規定により、実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合に、部分的に開示できるか否かの判断を行わなければならないことになる。
 - (2) 「容易に区分して除くことができるとき」

ア 「容易に区分して除くことができるとき」とは、不開示情報が記録されている

部分を容易に区分でき、かつ、当該部分を容易に除くことができる場合を指す。

したがって、不開示情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを容易に区分できない場合や、容易に区分できる場合であっても、不開示情報が記録されている部分を容易に除くことができないとき（電磁的記録の中には、このように区分することが容易でも、除くことが技術的に困難なものがあり得る。）は、部分開示する義務は生じず、行政文書の全部を開示しない旨の決定を行うこととなる。

「容易に」とは、不開示情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを区分し、不開示情報が記録されている部分を除く場合に、行政文書を汚損し、又は破損することなく、かつ、過度な費用を要しないことをいう。

イ 文書の記載の一部を除くことは、コピー機で作成したその複写物に墨を塗り再複写するなどして行うことができ、一般的には容易であると考えられる。なお、部分開示の作業に多くの時間・労力を要するからといって、それが直ちに、区分し、分離することが困難であるということにはならない。

一方、録音、録画、磁気ディスクに記録されたデータベース等の電磁的記録については、区分して除くことの容易性が問題となる。例えば、複数の人の発言が同時に録音されているがそのうち一部の発言内容のみに不開示情報が含まれている場合や、録画されている映像中に不開示情報が含まれている場合などでは、不開示情報部分のみを除去することが容易ではないことがあり得る。このような場合には、容易に区分して除くことができる範囲で、開示すべき部分を決定することになる。

なお、電磁的記録について、不開示部分と開示部分の分離が既存のプログラムでは行えない場合は、「容易に区分して除くことができない場合」に該当する。

(3) 「当該部分を除いた部分につき開示しなければならない」

ア 部分的に削除すべき範囲は、文書であれば、一般的には、文、段落等、表であれば個々の欄等を単位として判断することをもって足りるとしたものである。

イ 本項は、義務的に開示すべき範囲を定めているものであり、部分開示の実施に当たり、具体的な記述をどのように削除するかについては、実施機関の条例の目的に沿った合目的的な裁量にゆだねられている。すなわち、不開示情報の記録部分の全体を完全に黒く塗るか、文字が判読できない程度に被覆するかなどの方法の選択は、不開示情報を開示した結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して判断することとなる。

(4) 「有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」

ア 「有意の情報が記録されていないと認められるとき」とは、不開示情報が記録されている部分を除いた残りの部分に記載されている情報の内容が、開示をしても意味がないと認められる場合を意味する。例えば、残りの部分に記載されている内容が、無意味な文字、数字等の羅列となる場合等である。

この「有意」性の判断に当たっては、同時に開示される他の情報があればこれも併せて判断されるべきである。

イ また、「有意」性の判断は、請求の趣旨を損なうか否か、すなわち、開示請求者が知りたいと考える事柄との関連によって判断すべきものではなく、本条では、個々の請求者の意図によらず、客観的に決めるべきものである。

2 個人識別情報が記録されている場合の部分開示（第2項）

(1) 第1項は、行政文書の中に不開示情報と不開示情報ではない情報が混在する場合における部分開示を規定しているのに対し、本項は、「個人情報」という一つの不開示情報の中において、さらに部分開示を行うものである。

(2) 「開示請求に係る行政文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合」

ア 第1項の規定は、行政文書に記録されている情報のうち、不開示情報ではない情報の記載部分の開示義務を規定しているが、ひとまとまりの不開示情報のうちの一部を削除した残りの部分を開示することの根拠条項とはならない。

個人識別情報は、通常、個人を識別させる部分（例えば、氏名）とその他の部分（例えば、当該個人の行動記録）とから成り立っており、その全体が一つの不開示情報を構成するものである。

このため、本項は、第1項の規定だけでは個人識別情報については全体として不開示となることから、氏名等の部分だけを削除して残りの部分を開示しても個人の権利利益保護の観点から支障が生じないときには、第1項の規定を適用し部分開示とすることとしたものである。

イ 「特定の個人を識別することができるものに限る。」こととしているのは、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（第7条第1号本文の後半部分）については、「特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くこと」にはならないので、他の不開示情報の類型と同様に不開示情報が記録されている部分を除いた部分につき開示することとなるためである。

(3) 「当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」

個人を識別させる要素を除去することにより誰の情報であるかが分からなくなれば、残りの部分については、通常、個人情報としての保護の必要性は乏しくなるが、個人識別性のある部分を除いても、開示することが不適當であると認められるものもある。

例えば、カルテ、作文などの個人の人格と密接に関連する情報や、個人の未公表

の研究論文等開示すると個人の権利利益を害するおそれがあるものである。

このため、個人を識別させる部分を除いた部分について、公にしても、個人の権利利益を害するおそれがないものに限り、部分開示の規定を適用することとしている。

- (4) 「当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」

第1項の規定により、部分開示の範囲を決定するに当たっては、個人識別情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等以外の部分は、個人の権利利益を害するおそれがない限り、第7条第1号に規定する不開示情報ではないものとして取り扱うことになる。したがって、他の不開示情報の規定に該当しない限り、当該部分は開示されることになる。

また、第1項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうか要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合には、当該個人に関する情報は全体として不開示となることになる。

第9条（公益上の理由による裁量的開示）

第9条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報（第7条第2号に掲げる情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

【趣旨】

- 1 本条は、不開示情報について、実施機関の高度な行政的判断により裁量的開示を行うことができることを定めたものである。
- 2 第7条各号に定める不開示情報については、基本的に開示してはならないものであるが、このような不開示情報であっても、個々の事例における特殊な事情によっては、開示することの利益が不開示とするものの利益に優越すると認められる場合があり得ることを否定できない。
このため、本号では、不開示情報であっても、実施機関の高度な行政的判断により裁量的に開示することができることとしたものである。

【解釈・運用】

- 1 「公益上特に必要があると認めるとき」とは、不開示情報の規定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認められる場合をいう。なお、「公益」については、個々の事案ごとに異なり得ることから、事案に応じて判断することとなる。
- 2 本条による裁量的開示を行うに際しては、不開示情報の性質と開示することによる公益とを比較衡量することとなるが、個人に関する情報の場合は、個人の人格的な権利利益を侵害しないよう慎重な配慮をしなければならない。
- 3 本条の適用については、高度な行政的判断を必要とすることから、決裁に当たっては、このような判断が可能な者をもってこれに当てる等の配慮が必要となる。

第10条（行政文書の存否に関する情報）

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

【趣旨】

- 1 本条は、開示請求の拒否処分の一態様として、一定の場合に、実施機関は行政文書の存否自体を明らかにしないで、拒否することができることを定めるものである。
- 2 実施機関は、開示請求に係る行政文書が存在していれば、行政文書の全部若しくは一部の開示決定又は不開示決定を行い、存在していなければ不開示決定を行うことになる（第11条参照）。したがって、行政文書の不存在を理由とする不開示決定の場合以外の決定では、行政文書の存在が前提となっている。

しかしながら、開示請求に係る行政文書の存否を明らかにするだけで、第7条各号の不開示情報を開示することとなる場合があり、この場合には、行政文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できることとするものである。

【解釈・運用】

- 1 「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」

開示請求に係る行政文書が具体的にあるかないかにかかわらず、開示請求された行政文書の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合をいう。例えば、特定の個人の名を挙げて、その病歴情報が記録された文書の開示請求があった場合、行政文書に記録されている情報は不開示情報に該当するので、不開示であると答えるだけで、当該個人の病歴の存在が明らかになってしまう。このような特定の者又は特定の事項を名指しした探索的請求は、第7条各号の不開示情報の類型に応じて生ずると考えられる。

具体的には、次のような例が考えられる。

- ア 特定の個人の病歴に関する情報（第1号）
- イ 先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関する情報（第3号）
- ウ 犯罪の内偵捜査に関する情報（第4号）
- エ 買い占めを招くなど県民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある特定の物質に関する政策決定の検討状況の情報（第5号）
- オ 特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報（第6号）

2 「当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」

行政文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否する決定も、申請に対する処分であることから、青森県行政手続条例第8条に基づき、処分の理由を示す必要がある。提示すべき理由の程度としては、開示請求者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要であると考えられる。また、個別具体的な理由提示の程度については、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった行政文書の存否を答えることにより、どのような不開示情報を開示することになるかをできる限り具体的に提示することになる。

また、存否を明らかにしないで拒否することが必要な種類の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であり、例えば、行政文書が存在しない場合に不存在と答えて、行政文書が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、開示請求者に当該行政文書の存在を類推させることになる。

3 本条が適用されるのは、仮に開示請求に係る行政文書が存在する場合には、必ず不開示情報に該当して不開示となるときであり、不開示とならないときは、本条は適用されないものである。

また、その適用に当たっては、厳格に解釈し、濫用されることのないようにしなければならない。

第11条（開示請求に対する決定、通知等）

第11条 実施機関は、開示請求があつた場合において、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。ただし、開示請求があつた際、直ちに、開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定をし、かつ、当該決定に基づき開示する場合にあっては、口頭で告知すれば足りる。

2 実施機関は、開示請求があつた場合において、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により開示請求に係る行政文書の一部を開示する旨の決定をした場合又は前項の規定により開示請求に係る行政文書の全部を開示しない旨の決定をした場合において、当該行政文書の全部又は一部を開示することができる期日が明らかであるときは、当該期日及び開示することができる範囲をこれらの規定による通知（以下「決定通知」という。）に係る書面に記載しなければならない。

4 決定通知は、開示請求があつた日から15日以内にしなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を開示請求があつた日から45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、決定通知の期限及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

6 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があつた日から45日以内にそのすべてについて決定通知をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に決定通知をし、残りの行政文書については相当の期間内に決定通知をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第4項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの行政文書に係る決定通知をする期限

7 開示請求者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める行政文書を開示しない旨の決定があつたものとみなすことができる。

(1) 第4項に規定する期間内に決定通知がない場合（当該期間内に第5項後段又は前項後段の規定による通知があつた場合を除く。） 開示請求に係る行政文書

(2) 第4項に規定する期間内に第5項後段の規定による通知があつた場合において、同項の規定により延長された決定通知の期限までに決定通知がないとき。 開示

請求に係る行政文書

(3) 第4項に規定する期間内に前項後段の規定による通知があった場合

イ 前項前段に規定する開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき決定通知をすべき期間内に当該決定通知がないときにあっては、開示請求に係る行政文書

ロ 前項第2号に規定する期限までに同号に規定する残りの行政文書に係る決定通知がないときにあっては、当該残りの行政文書

【趣旨】

- 1 本条は、開示請求に対する決定、通知等の具体的な手続を定めたものである。
- 2 第1項から第3項までは、開示請求があった場合の決定義務、決定の形態及び決定内容等の通知義務について定めたものである。
- 3 第4項及び第5項は、決定通知の期限及び期限内に通知できない場合の期間の延長について定めたものである。
- 4 第6項は、著しく大量な請求の場合における決定通知の期限の特例について定めたものである。
- 5 第7項は、所定の期限（これが延長された場合等にあつては、延長後の期限等）を過ぎても決定通知がない場合には、開示請求者において、開示しない旨の決定があったものとして取り扱うことができることを定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 開示請求に対する決定の形態は、次のとおりとなる。なお、これらの決定は、いずれも処分性を有していることから、行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく争訟の対象となるものである。
 - ア 行政文書の全部を開示する旨の決定
 - イ 行政文書の一部を開示する旨の決定
 - ウ 行政文書の全部を開示しない旨の決定（存否応答拒否をするとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）

2 第1項

ただし書は、開示請求があった際、直ちに行政文書の全部を開示する旨の決定をし、かつ、その場で開示請求者に対し行政文書を開示することができる場合は、あえて書面で通知する必要性が認められないことから、決定の内容を口頭で告知することがで

きることとしたものである。

3 第2項

「前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む」とは、第10条（行政文書の存否に関する情報）の規定により行政文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する場合と、開示請求に係る行政文書が不存在である場合は、「開示をしない旨の決定」を行うことを明らかにしたものである。

4 第3項

「開示することができる期日が明らかであるとき」とは、一定期間を経過することにより、不開示と判断したすべての理由が消滅することが確実であり、かつ、当該理由が消滅する期日を明らかにすることができる場合をいう。

（例：全国を通じて統一的に公表される地価公示価格について、その公示前に開示請求があった場合）

なお、この期日の明示は、あくまでも行政文書を開示することができるようになる期日を参考までに示すものであり、当該期日に行政文書を開示する旨の決定ではないため、開示請求者は、当該期日以後に、改めて行政文書の開示請求をしなければならない。

5 第4項

(1) 「開示請求があった日」とは、開示請求の宛先である実施機関の当該開示請求の受付を担当する窓口に、開示請求書が到達した日を指す。

(2) 「開示請求があった日から15日以内」とは、(1)の日の翌日から起算して15日目が期間の末日になることをいう。この場合、末日が県の休日（青森県の休日に関する条例第1条第1項に規定する県の休日をいう。）に当たるときは、民法第142条により、その翌日をもって期間が満了することとなる。

また、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、補正を求めてから、開示請求者が補正をした開示請求書を実施機関に提出するまで（開示請求者が補正の求めに応じない旨を明らかにしたときは、その旨が明らかにされた日まで）の日数は、「15日」に算入しないものである。

6 第5項

(1) 「事務処理上の困難その他正当な理由」とは、実施機関が誠実に努力しても、15日以内に決定通知をすることができないと認められる事情をいい、おおむね次のような場合が考えられる。

ア 一度に多くの種類の開示請求があり、開示請求に係る行政文書を短期間のうち

に検索することが困難である場合、又は開示請求のあった行政文書の内容が複雑であるために内容確認に相当の日数を要する場合であって、期限までに通知することが困難である場合

イ 開示請求のあった行政文書に県以外の者に関する情報が記録されており、当該県以外の者の意見を聴く必要がある場合等であって、期限までに通知することが困難である場合

ウ 開示請求のあった行政文書に複数の課等に関連する事務に関する情報が記録されており、当該関連課等の意見を徴するのに相当の日数を要し、期限までに通知することが困難である場合

エ 天災等の発生による緊急を要する業務の処理又は予測し難い突発的な業務の増大のために、期限までに通知することが困難である場合

オ 年末年始等公務を行わない日を含む場合その他の合理的な理由により、期限までに通知することが困難である場合

- (2) 「開示請求があった日から45日以内に限り延長することができる」とは、延長できる最大の期間が45日ということである。なお、延長する期間については、開示決定等をするために必要な合理的な期間としなければならないものである。

また、延長できる最大の期間が45日であるので、同期間内での再延長は可能であるが、いたずらに延長を繰り返すことがあってはならないものである。

- (3) 期間延長を行う場合には、決定通知の期限及び延長の理由を「遅滞なく」通知しなければならないものであり、前項に定める期間（15日）内に何らかの通知がない場合には、第7項の規定により、開示請求者は、行政文書を開示しない旨の決定があったものとみなすことができることに留意しなければならない。

7 第6項

- (1) 「開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にそのすべてについて決定通知をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合」とは、1件の開示請求に係る行政文書の量が著しく大量であることにより、これらを45日以内に処理することが不可能な場合又は45日以内に処理することで開示請求を処理する組織の通常の事務の遂行が著しく停滞する場合をいう。

なお、「著しく大量である」かどうかについては、一律に定義するのは困難であり、開示請求に係る行政文書の物理的な量、情報量のほか、開示請求を処理する組織の事務処理体制等を総合的に勘案して、個々の事案ごとに判断していくこととなる。

- (2) 「相当の部分」とは、45日以内に決定通知をすることができる分量を意味し、「相当の期間」とは、開示請求を処理する組織の通常の事務の遂行に著しい支障を生ずることなく、残りの行政文書について決定通知をすることができる期間をいう。いずれも、開示請求を処理する組織の実態に応じて、個々に判断されるものである。

なお、「相当の期間」については、残りの行政文書について開示決定等をするために必要な合理的な期間としなければならないものであり、恣意的なものであってはならない。

- (3) 「第4項に規定する期間内に……通知しなければならない」とは、本項の規定を適用するかどうかの判断は、第4項に定める期間（15日）内に行うことが可能であることから、当該期間内に、本項を適用する旨及びその理由並びに残りの行政文書に係る決定通知をする期限を開示請求者に書面で通知しなければならないこととしたものである。
- (4) 本項と前項は、必ずしも排他的に適用されるわけではないが、いずれの場合にも15日以内に通知する必要がある、開示請求者に混乱を生じさせないためにも、いずれの規定を適用するかを適切に判断しなければならない。
- (5) 本項により「相当の部分」について決定通知をした後も、第2号の期限までに、残りの行政文書について決定通知をしなければならないことに十分留意する必要がある。

8 第7項

- (1) 「決定通知がない場合（とき）」とは、開示請求者に通知期限までに決定通知が到達しないことをいう。
- (2) 開示請求者は、本項の規定により行政文書を開示しない旨の決定があったものとみなして、審査請求又は行政事件訴訟の процедуруをとることができる。
- (3) 時機を失した行政文書の開示は、往々にして開示請求者にとって意味のないものになることから、実施機関は、決定通知の期限を遵守する必要がある。

第12条（事案の移送）

第12条 実施機関は、開示請求に係る行政文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において前条第1項又は第2項の決定（以下「開示決定等」という。）をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が前条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

【趣旨】

- 1 本条は、開示請求事案の移送についての要件、手続、効果について定めたものである。
- 2 開示請求に係る行政文書が他の実施機関により作成されたものであるときなどは、当該他の実施機関の判断にゆだねた方が適切かつ迅速な処理に資するので、このような事案に関しては、当該他の実施機関に移送することができることとしたものである。

【解釈・運用】

1 第1項

- (1) 「他の実施機関において前条第1項又は第2項の決定をすることにつき正当な理由があるとき」とは、開示請求に係る行政文書に他の実施機関の事務に密接な関連を有する情報が記録されている場合であって、当該他の実施機関の方が開示決定等を適切に行うことができると認められるときなどをいう。
- (2) 「協議の上」とは、開示請求を受けた実施機関と移送先として予定されている実施機関との間で協議が整った場合をいう。したがって、協議が整わない場合は、開示請求を受けた実施機関が処理することとなる。

2 第2項

- (1) 移送を受けた実施機関が開示決定等を行う場合、決定通知の期限は、移送をした実施機関において開示請求書を受け付けた日から進行することに注意しなければな

らない。

- (2) 「移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす」とは、移送を受けた実施機関が、当該移送事案の処理権限を有する旨を明らかにする趣旨である。

3 第3項

「移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。」

とは、事案が移送されても、開示請求に係る行政文書の原本は、移送をした実施機関に存在することもあり得、開示に当たっては移送をした実施機関の協力が必要となることから、そのような場合の移送をした実施機関の協力義務を明確にしたものである。

第13条（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第13条 開示請求に係る行政文書に県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社及び開示請求者以外の者（以下この条及び第17条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第1号ロ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第9条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第17条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

1 本条は、開示請求に係る行政文書に第三者に関する情報が記録されている場合における当該第三者に対する意見書提出の機会の付与及び開示前の第三者の争訟の機会の確保について定めたものである。

2 開示請求に係る行政文書に第三者に関する情報が記録されている場合であっても、当該行政文書の開示決定等は、実施機関の判断において行うものであるが、実施機関が、この判断を常に的確に行うことは非常に難しく、実施機関が当該第三者の意見を聴取することにより、よりの確な判断が可能となる。

このため、第1項では、第三者に対して意見書提出の機会を付与することとしたものである。

3 不開示情報が記録されている行政文書については、原則として不開示となるものであるが、公益上の理由による義務的開示（第7条第1号ロ及び第3号ただし書）や公益上の理由による裁量的開示（第9条）の規定により、第三者に関する情報が開示される場合がある。このような場合に、自らの権利利益を侵害されることとなる第三者から事前に意見聴取することは、適正な手続を経るという観点からして妥当とされるところである。

このため、第2項では、公益上の理由による開示を行おうとする際に、情報が開示されることとなる第三者に対して意見書提出の機会を与えることを、実施機関に義務付けたものである。

4 第3項は、開示に反対する旨の意見書が提出された場合において、開示決定するときは、第三者に争訟等の機会を付与する必要があることから、開示決定から開示の実施までに一定の期間を置くこととしたものである。

【解釈・運用】

1 第1項

(1) 本項による意見書提出の機会の付与は、第三者の意見を開示決定等を行う際の参考とすることにより、当該行政文書の性質、当該行政文書を開示することによる影響等についての判断に誤りがないようにするために行うものであり、第三者に意見書の提出を求めることを実施機関に義務付けるものではない。また、実施機関の行う開示決定等が第三者の意見に拘束されるものでもない。

(2) 本項では、意見聴取の対象から、県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社及び地方住宅供給公社を除いているが、これらについての事前の意見聴取の必要性を否定しているわけではないので、必要に応じて、これらの者から意見聴取することは可能である。また、県の機関同士の場合でも意見聴取が必要となる場合があると考えられる。

(3) 「その他実施機関が定める事項」とは、実施機関が規則等で定めるものをいい、具体的には、意見書の提出期限及び提出先等がある。

(4) 「通知」は、必ずしも書面に限られるわけではなく、必要に応じて、口頭（面接、電話）により行うこともできる。

2 第2項

(1) 本項による意見書提出の機会の付与は、第三者に不利益を与えることとなっても、なお、優越する公益を確保するために開示を行う必要があると認める場合に行うものであることから、実施機関は義務としてこれを行わなければならないこととし、通知の方法も書面に限定したものである。ただし、実施機関が行う開示決定等が第三者の意見に拘束されるものでないことは、前項と同様である。

- (2) 「その他実施機関が定める事項」とは、前項の解釈と同義である。
- (3) 「ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない」としたのは、第三者の所在が判明しない場合に、意見聴取することができず、開示請求に係る処理が停滞してしまうのは適当ではないので、このような場合には、本項による意見聴取の義務が免除されることを明確にしたものである。
- なお、実施機関は、第三者の所在を明らかにするための合理的努力をする必要があり、少なくとも、商業登記の登記簿等、公になっている記録については調査する必要がある。
- (4) 第三者の所在が判明している限り、第三者が多数にのぼるということだけでは、本項による意見聴取義務は免除されないことに留意する必要がある。

3 第3項

- (1) 「開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない」としたのは、この期間内に開示決定に不服を持つ第三者が、審査請求や行政事件訴訟法に基づく取消訴訟を提起することを可能とするためである。
- (2) 「開示決定後直ちに……通知しなければならない」とは、第三者に対する通知が遅滞した場合には、第三者の争訟の機会を実質的に失わせるおそれがあることから、即時に通知しなければならないことを明確にしたものである。
- (3) 本項における通知の相手方を、反対意見書を提出した者に限定したのは、開示に反対の意思表示をしない者に対しては、争訟の機会を保障する必要がないからである。

第14条（開示の実施）

第14条 行政文書の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、開示請求に係る行政文書を直接閲覧又は視聴に供することにより当該行政文書が汚損され、又は破損されるおそれがあるとき、開示請求に係る行政文書の一部を開示するときその他相当の理由があるときは、当該行政文書に代えて、当該行政文書を複写した物を閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することにより、行うことができる。

2 行政文書の開示は、文書、図画、写真又はフィルムについては、これらの写し又はこれらを複写した物の写しを送付する場合を除き、実施機関が決定通知の際に指定する日時及び場所において行う。

3 開示決定に基づき行政文書の開示を受けた者は、最初が開示を受けた日から30日以内に限り、実施機関に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。

【趣旨】

本条は、行政文書の開示の方法について定めたものである。

【解釈・運用】

1 第1項

(1) 電磁的記録の開示方法は、開示請求者の便宜を考慮して、できるだけその要望に応えることが必要であるが、開示機器の普及状況を考慮する必要があるほか、部分開示への対応、電子データの保護等検討すべき課題もまた多いことから、電磁的記録の開示方法は、その種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法によることとしたものである。

なお、「実施機関が定める方法」は、各実施機関が規則等で定めるものである。

(2) 文書、図画、写真及びフィルムの開示は、原則として原本で行うものであるが、相当の理由がある場合には、複写した物により行うことができる。

(3) 「汚損され、又は破損されるおそれがあるとき」とは、同一の文書等に対する開示請求が頻繁にあること又はその形状から、開示することによりその文書等が汚損され、又は破損されるおそれがある場合をいう。

(4) 「その他相当の理由があるとき」とは、次のような場合をいう。

ア 日常業務に常時使用されている台帳等で、これを開示するために開示場所に移動することにより日常業務に支障が生ずる場合

イ 他の行政文書とともに一つの簿冊に製本されており、取外しが困難な場合

ウ その他行政文書の管理上又は事務処理上、行政文書の写しをもって原本の開示

に代えることについて相当の理由がある場合

2 第3項

- (1) 行政文書の開示を受ける者の中には、写しの交付を受けるかどうかは閲覧後に決定したいとの意向を持つ者や、一部について写しの交付を受けた後に残りの部分について写しの交付を受けるかどうかを判断したいとの意向を持つ者等もあることから、これらの者の利便を図るため、最初に開示を受けた日から30日以内に限り、更に同一の行政文書について開示を受ける旨を申し出ることができることとしたものである。
- (2) 更なる開示の申出の手続については、各実施機関が規則等で定めるものである。

第15条（費用負担）

第15条 開示請求をして文書、図画、写真若しくはフィルム又はこれらを複写した物の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用の額として実施機関が定める額を負担しなければならない。

2 開示請求をして電磁的記録の開示を受ける者は、開示の方法ごとに当該開示の実施に要する費用の額として実施機関が定める額を負担しなければならない。

【趣旨】

本条は、行政文書の開示を受ける場合の費用の負担について定めたものである。

【解釈・運用】

「実施機関が定める額」については、各実施機関が事務取扱要綱等において定める。

第16条（法令又は他の条例による開示の実施との調整）

第16条 実施機関は、法令又は他の条例の規定により、何人にも開示請求に係る行政文書が第14条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該行政文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令又は他の条例の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令又は他の条例の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第14条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

【趣旨】

- 1 本条は、法令又は他の条例に行政文書の開示が定められている場合の本条例との調整について定めたものである。
- 2 法令又は他の条例の規定により、何人に対しても、この条例に定める方法と同一の方法で行政文書の開示を行うこととされているときは、当該法令等の定める手続によることとし、この条例に基づく同一方法による行政文書の開示を行わないこととしたものである。

【解釈・運用】

第1項

- (1) 「法令」とは、法律、政令、内閣府令、省令その他国の機関が定める命令をいい、通知等は含まれない。また、「条例」には規則、規程、通知、通達等が含まれないことは当然である。
- (2) 「何人にも開示請求に係る行政文書が第14条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合」とは、法令又は他の条例に「何人にも」開示する旨が規定されている場合であつて、第14条第1項に規定する方法と同一の方法により開示することとされている場合をいう。
したがって、行政手続法第18条第1項の文書等閲覧請求（請求者が「当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人」に限られる。）のように、請求者が限定されている場合には、本条例が並行して適用される。
- (3) 「開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る」とは、法令又は他の条例の規定による開示の期間が一定期間に限定されているときは、当該期間内に限り、本項による調整が働くという意味である。

したがって、当該限定された期間の前後の期間については、本条例が適用されることとなる。

- (4) 「一定の場合には開示をしない旨の定めがあるとき」とは、法令又は他の条例に、一定の条件に合致するときは開示を拒否しうる旨が規定されている場合をいい、例えば、河川法第12条第4項（「河川管理者は、河川の台帳の閲覧を求められた場合においては、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。」）がこれに当たる。このような場合には、本項による調整は行われず、本条例が並行して適用されることとなる。

第16条の2（県が設立した地方独立行政法人等に対する審査請求）

第16条の2 県が設立した地方独立行政法人、土地開発公社若しくは地方道路公社がした開示決定等又は当該地方独立行政法人、土地開発公社若しくは地方道路公社に対する開示請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人、土地開発公社又は地方道路公社に対し、審査請求をすることができる。

【趣旨】

1 本条は、県が設立した地方独立行政法人、土地開発公社若しくは地方道路公社がした開示決定等又は当該地方独立行政法人、土地開発公社若しくは地方道路公社に対する開示請求に係る不作為について不服がある者は、審査請求をすることができることについて確認的に定めたものである。

2 県が設立した地方独立行政法人、土地開発公社又は地方道路公社が行う条例上の開示決定等に対する不服があった場合は、行政不服審査法及び行政事件訴訟法が適用されることとなる。

また、当該地方独立行政法人、土地開発公社又は地方道路公社が行った開示決定等に対する審査請求については、上級行政庁は存在しないと解され、さらに、当該地方独立行政法人、土地開発公社又は地方道路公社が自らの名と責任において開示決定等を行うものであるため、この審査請求は、当該地方独立行政法人、土地開発公社又は地方道路公社に対する審査請求となる。

このため、県が設立した地方独立行政法人、土地開発公社又は地方道路公社が行う条例上の開示決定等が行政処分となり、審査請求の対象となることについて疑義が生じないように規定したものである。

第16条の3（行政不服審査法第9条第1項ただし書の特別の定め）

第16条の3 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

【趣旨】

- 1 本条は、開示決定等又は開示請求に係る不作為に対する審査請求については、行政不服審査法に定める審理員の指名を行わないことを定めたものである。
- 2 本条を規定することにより、開示決定等又は開示請求に係る不作為に対する審査請求についての実質的審理は、青森県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）が行うこととなるものである。

【解釈・運用】

審理員の指名を行わない場合、行政不服審査法の規定により、実施機関は、審査庁として一定の審理手続を行うことが義務付けられることとなる。

実施機関が行う審理手続は、次のとおりである。

- ・ 弁明書の作成（同法第9条第3項の規定により読み替えて適用される第29条第2項）
- ・ 弁明書の審査請求人及び参加人への送付（同法第9条第3項の規定により読み替えて適用される第29条第5項）
- ・ 審査請求人及び参加人から反論書の提出があった場合の受理（同法第9条第3項の規定により読み替えて適用される第30条）

なお、弁明書及び反論書が提出された場合は、実施機関は、これら書類を審査会に提出するものである。

第17条（審査請求があった場合の手続）

第17条 実施機関は、開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、青森県情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合（当該行政文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び第4項において同じ。）

(2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る行政文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

3 第1項の規定により諮問をした実施機関は、諮問に対する答申を尊重して当該審査請求についての裁決を行わなければならない。

4 第13条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る行政文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

【趣旨】

1 本条は、実施機関の開示決定等又は開示請求に係る不作為に対し、審査請求があった場合の手続について定めたものである。

2 第1項は、審査請求があった場合には、当該審査請求が不適法である場合等を除き、実施機関は、審査会に諮問しなければならないことを義務付けたものである。

3 第2項は、諮問をした実施機関に対し、審査会に諮問した旨を審査請求人等に通知することを義務付けたものである。

4 第3項は、実施機関は、審査会からの答申を尊重して審査請求についての裁決をしなければならないことを義務付けたものである。

- 5 第4項は、第三者からなされた審査請求に対する裁決を行う場合等において、第三者が取消訴訟を提起する機会を保障するため、裁決と開示の実施日との間に一定の期間を置くこととしたものである。

【解釈・運用】

1 第1項

- (1) 「審査請求があったとき」とは、実施機関の開示決定等又は開示請求に係る不作為に対して開示請求者が審査請求を行った場合のほか、当該事案の利害関係人が審査請求を行った場合を含む。
- (2) 「実施機関は、……諮問しなければならない」とは、審査会は知事の附属機関として設置するものであるが、知事はもとより知事以外の実施機関においても同審査会に諮問しなければならない、また、各実施機関が直接同審査会に諮問することを意味する。
- (3) 「審査請求が不適法であり、却下する場合」(第1号)とは、審査請求人に適格性がないこと及び審査請求期間の徒過などの要件不備により、審査請求を却下する場合をいう。

2 第2項

- (1) 通知をすべき相手方の範囲は、審査請求人及び参加人のほか、参加人となりうるものが明らかな利害関係者（開示請求者及び当該審査請求に係る行政文書の開示について反対意見書を提出した第三者）である。
- (2) 「参加人」とは、実施機関の行った行政文書の開示に対して審査請求人と利害を同一にする者又は相反する利害を持つ者であって、当該行政文書の開示によって不利益を被る者、あるいは利益を受ける者のうち、審査請求に係る審議手続に参加する者をいう。

3 第4項

- (1) 第13条第3項では、行政文書の開示に対して反対意見書を提出した第三者があるときの当該第三者の争訟の機会を確保するため、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置くこととしているが、本条各号に掲げる場合についても、これと同様の措置を講ずることが適当であることから、第13条第3項の規定を準用することとしたものである。
- (2) 第1号

ア 開示決定に対して第三者が審査請求を行う場合、審査請求をただけでは、行政文書の開示の実施が停止されない、審査請求と併せて、行政文書の開示の実施について、執行停止の申立て（行政不服審査法第25条及び第61条により読み

替えて適用する第25条)を実施機関に対して行うのが通例である。

イ このような第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する旨の裁決がなされた場合、執行停止の申立ての理由がなくなることから、実施機関は、行政文書の開示を実施することとなるが、裁決後、日を置かずに開示を実施したときは、第三者が取消訴訟を提起する機会を失うこととなるので、本号では、裁決の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置くこととしたものである。

(3) 第2号

ア 審査請求に係る裁決において、一部開示決定又は不開示決定が変更され、当初不開示としていた部分を開示することとなった場合は、当該変更の裁決により、行政文書の開示が実施されることとなるが、第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合は、当該変更の裁決後、日を置かずに開示を実施すると、第三者である参加人が取消訴訟を提起する機会を失ってしまうこととなる。そこで、本号では、このような場合にも、裁決の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置くこととしたものである。

イ 審査請求に係る裁決において、一部開示決定又は不開示決定等が取り消された場合は、第2号の場合と異なり、実施機関は、当該取消しの裁決の趣旨に従って、再度、開示決定等を行うこととなるが、当該開示決定等は、第11条に基づくものであることから、第13条第3項の規定が適用され、この場合も、開示決定等の日と開示を実施する日との間には、少なくとも2週間を置かなければならないこととなる。

第18条（開示請求をしようとする者に対する情報の提供等）

第18条 実施機関は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、行政文書の目録を一般の閲覧に供すること等により、当該実施機関が保有する行政文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

- 1 本条は、この条例の利用の促進と円滑な運用を確保するため、開示請求をしようとする者への情報提供について定めたものである。
- 2 行政文書の所在等に関する情報提供が適切に行われ、本条例が容易かつ的確に活用されることにより、その目的とする「県民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な県政の推進」が図られるものであることから、本条を規定したものである。

【解釈・運用】

- 1 「行政文書の目録」については、各実施機関が事務取扱要綱等で定めるものである。
- 2 「一般の閲覧に供する」方法としては、行政文書の目録を受付窓口に備え付け、希望があれば自由に閲覧させることなどが考えられる。
- 3 「その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置」としては、本条例の内容の説明、開示請求の方法（開示請求書の記載方法、提出先）や開示請求事務の流れに関する情報提供等が考えられる。
- 4 行政手続条例第9条第2項では、「行政庁は、申請をしようとする者又は申請者の求めに応じ、申請書の記載方法及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報の提供に努めなければならない。」とされているが、本条では「求めに応じ」で行うのではなく、より積極的に情報提供を行うことを実施機関に要求しているものである。

第19条（行政文書の管理）

第19条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。

2 実施機関は、行政文書の管理に関する定めを設け、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政文書の管理に関する必要な事項について定め、一般の閲覧に供しなければならない。

【趣旨】

1 本条は、開示請求権の対象となる行政文書について、その管理を適正に行う旨を明らかにするとともに、適正管理を行うために必要な定めを設け、一般の閲覧に供しなければならないことを定めたものである。

2 この条例の円滑な運用を図るためには、行政文書の管理が重要となるものであり、これまでの、行政事務の効率的執行のためという観点に、新たに、情報公開に適切かつ円滑に対応するためという観点を加えて対応していく必要がある。

このため、行政文書が適切に分類、作成、保存、廃棄されるよう行政文書の管理に関する規定を設けることとしたものである。

第20条（開示状況の公表）

第20条 知事は、毎年度、この条例による行政文書の開示の状況を公表しなければならない。

【趣旨】

本条は、この条例による行政文書の開示状況を公表することを知事の責務として定めたものである。

【解釈・運用】

開示状況の公表の方法、時期、公表する事項については規則で定めるものである。

第21条（適用除外）

第21条 次に掲げる行政文書については、この章の規定は、適用しない。

(1) 県立図書館等図書、資料、刊行物等を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする施設において管理されている行政文書であって、一般に閲覧させ、又は貸し出すことができるとされているもの

(2) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2第1項に規定する訴訟に関する書類及び押収物

(3) 漁業法（昭和24年法律第267号）第20条第1項に規定する漁獲割当管理原簿及び同法第117条第1項に規定する免許漁業原簿

【趣旨】

1 本条は、本章（行政文書の開示等）の規定の適用除外について定めたものである。

2 第1号

県立図書館等のように図書、刊行物等の閲覧又は貸出しを目的としている施設において管理されている行政文書のうち、一般に閲覧させ、又は貸し出すことができるとされているものについては、本条例による開示の対象とする必要性に乏しいことから、本章の規定を適用しないこととしたものである。

3 第2号

訴訟に関する書類及び押収物については、刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成・取得されたものであるが、捜査・公判に関する国の活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであり、また、刑事訴訟法第47条により、公判開廷前における訴訟に関する書類の公開を原則として禁止する一方、被告事件終結後においては、同法第53条及び刑事確定訴訟記録法により一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認め、その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続によることとされるなど、これらの書類等は、刑事訴訟法（第40条、第47条、第53条、第299条等）及び刑事確定訴訟記録法により、その取扱い、開示・不開示の要件、開示手続等が自己完結的に定められている。さらに、これらの書類及び押収物は典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものである。

以上の事情を踏まえ、国においては、「訴訟に関する書類及び押収物」については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）による開示制度との調整を図るため、刑事訴訟法第53条の2第1項の規定により、情報公開法の規定を適用しないこととされたところであるが、これらの書類等については、情報公開法と同様に、

本条例による開示制度を適用しないこととしたものである。

4 第3号

- (1) 農林水産大臣又は知事は、漁獲割当管理原簿を作成し、船舶等ごとの漁獲割当ての割合等の設定、移転及び取消しの管理を行うこととされている（漁業法第20条第1項）。この漁獲割当管理原簿については、漁業法の政省令において、公表する記録事項の範囲及びその公表方法が定められており、一般的な行政文書の開示制度とは別に独自の公表制度が設けられていることから、本章の規定を適用しないこととしたものである。
- (2) 漁業権は物権とみなされ（漁業法第77条第1項）、免許漁業原簿に登録することとされている（同法第117条第1項）。この免許漁業原簿については、専ら私人間の取引の安全等を図り、私法上の権利を保護するため、謄本・抄本の交付又は閲覧手続という一般的な行政文書の開示とは異なる独自の完結した体系的な開示制度が設けられていること、また、免許漁業原簿について、この条例により認証のない写しの交付等を認めることは、免許漁業原簿の認証制度の趣旨を損なうおそれがあることから、本章の規定を適用しないこととしたものである。

【解釈・運用】

本条第1号から第3号までに該当する行政文書については、第2章（行政文書の開示等）の規定を適用しないものであるため、これらの行政文書について開示請求がなされた場合は、開示請求の要件を欠くものとして却下することとなる。

第3章 雑則

第22条（情報公開の総合的推進）

第22条 県は、この条例の目的にかんがみ、県民が県政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、広報活動、県が出資する法人等の事業、委託事業及び補助金等の交付に係る事業の実施状況に関する資料の収集及び整備その他の行政資料の提供等の情報提供施策の充実を図ることにより、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、情報公開の総合的な推進に関する県の責務を定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 「県が出資する法人等の事業、委託事業及び補助金等の交付に係る事業の実施状況に関する資料の収集及び整備」を「行政資料の提供等の情報提供施策」の一形態として明記したのは、これらの事業の内容は県行政と密接な関連を有し、公益性・公共性があることから、これらの事業における公金支出の透明性を明らかにするためである。
なお、「資料の収集及び整備」は、県がなし得る範囲内で適正に行うものである。
- 2 「行政資料の提供等の情報提供施策」とは、特定の者からの開示請求を待って行う行政文書の開示制度とは異なり、県が自主的、積極的に広く県民等に対して行政資料の提供を行うなどその保有する情報を提供する施策全般をいう。
- 3 「情報公開の総合的な推進」とは、行政文書の開示制度とあいまって、県民等が県政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう情報提供施策の充実を図ることにより、県の保有する情報の公開を総合的に推進することをいう。

第23条（県が出資する法人及び指定管理者の情報公開）

第23条 県が出資する法人のうち実施機関が定める法人は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報の開示及び提供を行うため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 県の公の施設を管理する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報（当該公の施設の管理に係るものに限る。）の開示及び提供を行うため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 県は、前2項の情報の公開を推進するため必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

1 本条は、県が出資する法人及び指定管理者の情報公開について定めたものである。

2 第1項は、県が出資する法人のうち実施機関が定める法人は、情報の開示及び提供を行うため必要な措置を講ずるよう努める責務を有すること明らかにしたものである。

県出資法人のうち、事業内容が県行政と密接な関連を有していること、県行政の補完的・代行的機能を果たしていることなど、県の機関に準ずる公共性・公益性が認められるものについては、その活動が県政の重要な一翼を担うものでもあり、また県民生活に広範な影響を与えるものでもあることから、県の有するその諸活動を県民に説明する責務を全うするためにも、このような法人の保有する情報の公開が必要となる。

しかし、県出資法人は、県とは別の独立した団体であり、本条例における実施機関とすることは困難であることから、県出資法人自らが情報公開を行うよう努める旨を規定することとしたものである。

3 第2項は、県の公の施設を管理する指定管理者は、情報の開示及び提供を行うため必要な措置を講ずるよう努める責務を有することを明らかにしたものである。

指定管理者は、公の施設の管理を県に代わって行うものであるが、この管理には使用許可をも含むとされており、指定管理者による公の施設の管理が当該公の施設を利用する住民との関係に広範な影響を与えるものであることから、県が設置する公の施設の管理状況等を県民に説明する責務を全うするためにも、公の施設の管理を通じて指定管理者が保有することとなった情報については、その公開が必要となる。

しかし、指定管理者となる民間事業者等には、さまざまな性格のものがあり得るものであり、本条例における実施機関とすることは困難であることから、県出資法人と同様に、指定管理者自らが情報公開を行うよう努める旨を規定することとしたものである。

- 4 第3項は、県出資法人及び指定管理者の情報公開については、条例上はあくまで努力義務であることから、その実施等を実質的に担保するものとして、県に対し、県出資法人及び指定管理者の情報公開の推進のため必要な措置を講ずる責務を課すこととしたものである。

【解釈・運用】

1 第1項

- (1) 「県が出資する法人のうち実施機関が定める法人」とは、県が出資する法人のうち、一定以上の割合の出資をしているものなどで、それぞれの実施機関が定める法人をいう。

なお、各実施機関が、本項に規定する法人を定めたときは、当該法人の名称を告示するものとする。

- (2) 「その保有する情報の開示及び提供を行うため必要な措置」とは、県に倣った情報公開制度を構築するなど、県出資法人がその保有する情報の公開及び提供を推進するための措置をいう。

2 第2項

「その保有する情報（当該公の施設の管理に係るものに限る。）の開示及び提供を行うため必要な措置」とは、県に倣った情報公開制度を構築するなど、公の施設の管理に関して指定管理者が保有する情報の公開及び提供を推進するための措置をいう。

なお、公の施設の管理に関して指定管理者が保有する情報については、公の施設の管理に関して指定管理者の役職員が職務上作成し、又は取得した文書等で、当該役職員が組織的に用いるものとして指定管理者が保有しているものであり、具体的には、公の施設の利用者数など公の施設の利用に関する情報、公の施設の管理についての事業計画に関する情報などが挙げられるものである。

3 第3項

「前2項の情報の公開を推進するため必要な措置」とは、まず、県出資法人及び指定管理者が円滑に情報公開制度の導入を図り、実施することを支援するため、モデル要綱を示すなどして県と同様の情報公開制度が構築されるよう指導、助言を行うことをいい、制度構築後は、個々の開示の申出に対する解釈運用について県と同様の措置が図られるよう必要な指導、助言を行うことをいう。また、県出資法人及び指定管理者の情報公開の実施状況を定期的に把握することや、それぞれの情報公開の担当者を対象に、その業務遂行能力の向上に資する研修会を開催することなどもこれに含まれるものである。

第24条（施行事項）

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

【趣旨】

本条は、それぞれの実施機関において、この条例の施行に関して必要な事項を定めることとしたものである。

【解釈・運用】

- 1 「実施機関が定める」とは、各実施機関が、規則等で定めることをいう。
- 2 この条例の施行に関し必要な事項は、各実施機関においてできる限り同一の内容のものとするのが望ましいことから、各実施機関が規則等を制定し、又は改正する場合には、実施機関相互間で十分に連絡調整を図るものとする。

附則第2項（議会の行政文書に係る適用区分）

2 行政文書のうち、議会の職員が作成し、又は取得したもの（以下「議会の行政文書」という。）に係る第2章の規定は、次に掲げる議会の行政文書について適用する。

(1) 平成11年4月30日以後に議会の職員が作成し、又は取得した議会の行政文書

(2) 平成11年4月30日前に議会の職員が作成し、又は取得した議会の行政文書のうち、永久に保存することと定められているものであって、目録等当該議会の行政文書の検索に必要な資料が整備されているもの

【趣旨】

本項は、議会の職員が作成・取得した行政文書についての本条例における適用関係を定めたものである。

【解釈・運用】

第2章（行政文書の開示等）の規定は、議会の行政文書のうち第1号又は第2号に規定するものについて適用されるものである。

したがって、各実施機関が保有している議会の行政文書のうち第1号又は第2号に規定するもの以外のものについて開示請求がなされた場合は、開示請求の要件を欠くものとして却下することとなる。

改正条例（平成13年 3 月青森県条例第14号）附則第 2 項（公安委員会又は警察本部長の職員が作成し、又は取得した行政文書に係る適用区分）

2 改正後の青森県情報公開条例（以下「改正後の条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する行政文書（以下「行政文書」という。）のうち、公安委員会又は警察本部長の職員が作成し、又は取得したものに係る改正後の条例第 2 章の規定は、平成13 年 4 月 1 日以後に公安委員会又は警察本部長の職員が作成し、又は取得した行政文書について適用し、同日前に公安委員会又は警察本部長の職員が作成し、又は取得した行政文書については、なお従前の例による。

【趣旨】

本項は、公安委員会又は警察本部長の職員が作成し、又は取得した行政文書に係る適用関係を定めたものである。

【解釈・運用】

青森県情報公開条例の一部を改正する条例（平成13年 3 月青森県条例第14号）による改正後の条例第 2 章（行政文書の開示等）の規定は、行政文書のうち平成13年 4 月 1 日以後に公安委員会又は警察本部長の職員が作成し、又は取得した行政文書について適用し、同日前に公安委員会及び警察本部長の職員が作成し、又は取得した行政文書については、改正前の条例の規定に基づき処理することになる。

したがって、各実施機関が保有している公安委員会又は警察本部長の職員が作成し、又は取得した行政文書のうち平成13年 4 月 1 日以後に公安委員会及び警察本部長の職員が作成し、又は取得した行政文書以外のものについて開示請求がなされた場合は、開示請求の要件を欠くものとして却下することとなる。

改正条例（平成24年 3 月青森県条例第22号）附則第 2 項（県設立公社の行政文書に係る適用区分）

2 第 1 条の規定による改正後の青森県情報公開条例（以下「改正後の情報公開条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する行政文書のうち、県が設立した土地開発公社（公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第 1 項に規定する土地開発公社をいう。）及び地方道路公社（地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第 1 条に規定する地方道路公社をいう。）の役員若しくは職員（以下「県設立公社の役職員」という。）が作成し、又は取得したもの（以下「県設立公社の行政文書」という。）に係る改正後の情報公開条例第 2 章の規定は、次に掲げる県設立公社の行政文書について適用する。

- (1) 平成13年 1 月 1 日以後に県設立公社の役職員が作成し、又は取得した県設立公社の行政文書**
- (2) 平成13年 1 月 1 日前に県設立公社の役職員が作成し、又は取得した県設立公社の行政文書のうち、永久に保存することとされているものであって、目録等当該県設立公社の行政文書の検索に必要な資料が整備されているもの**

【趣旨】

本項は、県が設立した土地開発公社及び地方道路公社の役員若しくは職員が作成し、又は取得した行政文書についての本条例における適用関係を定めたものである。

【解釈・運用】

青森県情報公開条例及び青森県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成24年 3 月青森県条例第22号）第 1 条の規定による改正後の情報公開条例第 2 章（行政文書の開示等）の規定は、県設立公社の行政文書のうち第 1 号又は第 2 号に規定するものについて適用されるものである。

したがって、各実施機関が保有している県設立公社の行政文書のうち第 1 号又は第 2 号に規定するもの以外のものについて開示請求がなされた場合は、開示請求の要件を欠くものとして却下することとなる。